



発行 新潟県

第35号

令和2年5月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 589 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 590 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 591 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 592 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 593 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 594 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退(障害福祉課)
- 595 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 596 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 597 土地改良区連合の定款変更認可(農地計画課)
- 598 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 599 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 600 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 601 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 602 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 603 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 604 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 605 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 606 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 607 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 608 所属土地改良区の数の減少認可(農地計画課)
- 609 団体営土地改良事業の工事完了(農地整備課)

公 告

- 予算の公表(財政課)
- 一般競争入札の実施(総務事務センター)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 新潟県農業大学校の学生募集(経営普及課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

病院局公告

新潟県立津川病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

人事委員会公告

令和2年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
エム・ケイ薬局 さんじょう店	三条市興野1-4-21	精神通院医療	令和2年5月1日
旭岡薬局	長岡市旭岡2-206	精神通院医療	令和2年5月1日
調剤薬局ツルハドレッジ村上荒川店	村上市下鍛冶屋639	精神通院医療	令和2年5月1日
まの薬局	佐渡市長石396-19	精神通院医療	令和2年5月1日
訪問看護ステーションさいがた	上越市大潟区犀潟468-1	精神通院医療	令和2年5月1日

◎新潟県告示第590号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
菊川脳神経内科クリニック	燕市杣木1428	精神通院医療	令和2年5月1日
しなの薬局あがの店	阿賀野市市野山191-3	精神通院医療	令和2年5月1日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1-3-32	精神通院医療	令和2年5月1日

フレンズ薬局	燕市杣木1427	精神通院医療	令和2年5月1日
--------	----------	--------	----------

◎新潟県告示第591号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
サンコー薬局	新発田市豊町4-3-40	精神通院医療	令和2年4月1日

◎新潟県告示第592号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
旭岡薬局	長岡市旭岡2丁目206番地	育成医療・更生医療	令和2年5月1日
エム・ケイ薬局 さんじょう店	三条市興野1丁目4番21号	育成医療・更生医療	令和2年5月1日
調剤薬局ツルハドラッグ 村上荒川店	村上市下鍛冶屋639番地	育成医療・更生医療	令和2年5月1日

◎新潟県告示第593号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
大手薬局本成寺店	三条市東本成寺21-14	育成医療・更生医療	令和2年5月1日
フレンズ薬局	燕市杣木1427番	育成医療・更生医療	令和2年5月1日

◎新潟県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は、その指定を辞退する。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退の効力発生年月日
----	-----	-----------	------------

新潟県厚生農業協同組合連合会 けいなん総合病院	妙高市田町2丁目4番7号	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和2年4月1日
-------------------------	--------------	-------------------------	----------

◎新潟県告示第595号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
山田 政彦	整形外科	県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	R2.5.1	第15条第1項の医師に指定した
佐藤 剛	整形外科	県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
早川 雅人	内科	県立燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
笹川 泰司	内科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮野5968-2	〃	〃

◎新潟県告示第596号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
高橋 昌洋	内科	長岡市小国診療所	長岡市小国町樽沢88	R2.3.25
小方 則男	内科	新潟県立燕労災病院	燕市佐渡633	R2.3.31
目崎 直美	神経内科	新潟県立燕労災病院	燕市佐渡633	R2.3.31
伊藤 雅彦	内科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮野5968-2	R2.4.3
荘司 英彦	脳神経外科 リハビリテーション科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮野5968-2	R2.4.3
石塚 明温	整形外科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮野5968-2	R2.4.6
古津 孝衛	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997	R2.4.3
黒田 拓馬	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997	R2.4.3
山上 亨	整形外科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	R2.3.31
石橋 勇貴	内科	町営診療所みかわ	東蒲原郡阿賀町あが野南4324	R2.4.16

◎新潟県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新発田市の加治

川沿岸土地改良区連合の定款の変更を令和2年4月24日認可した。

令和2年5月12日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第598号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を令和2年4月27日認可した。

令和2年5月12日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第599号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の川東土地改良区の定款の変更を令和2年4月27日認可した。

令和2年5月12日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第600号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を令和2年4月27日認可した。

令和2年5月12日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を令和2年4月28日認可した。

令和2年5月12日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、妙高市の大江口土地改良区の定款の変更を令和2年4月27日認可した。

令和2年5月12日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和2年5月13日から令和2年6月16日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月12日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市 信濃川左岸土地改良区	信濃川左岸 土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業 (変更)計画 書の写し 定款の写し	長岡市役所 小千谷市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画

の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、五泉市の一部を受益地域とする県営蛇化谷地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和2年5月13日から令和2年6月9日まで

3 縦覧に供する場所
五泉市役所及び五泉市村松支所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、五泉市の一部を受益地域とする県営中山堤地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年5月13日から令和2年6月9日まで

3 縦覧に供する場所

五泉市役所及び五泉市村松支所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第606号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、五泉市の一部を受益地域とする県営内ノ沢堤地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年5月13日から令和2年6月9日まで

3 縦覧に供する場所

五泉市役所及び五泉市村松支所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営小田ノ入池地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年5月13日から令和2年6月9日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第81条の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の所属土地改良区の数の減少を令和2年4月24日認可した。

令和2年5月12日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和2年5月12日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
長岡市 関原土地改良区	関原	農業用排水施設整備（かんがい排水）事業	令和2年3月27日

公 告

予算の公表について（公告）

令和2年4月30日専決処分をした令和元年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算及び令和2年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

令和元年度新潟県一般会計補正予算

令和元年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,221,852千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,226,638,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 253,080,000	千円 △ 1,960,000	千円 253,120,000
	第1項 県 民 税	68,750,000	△ 432,000	68,318,000
	第2項 事 業 税	60,034,000	△ 100,000	59,934,000
	第3項 地方消費税	57,746,000	△ 1,454,000	56,282,000
	第4項 不動産取得税	4,639,000	100,000	4,739,000
	第5項 県たばこ税	2,315,000	28,000	2,343,000
	第6項 ゴルフ場利用税	523,000	14,000	537,000
	第8項 軽袖引取税	23,138,000	△ 126,000	23,012,000
	第9項 自動車税	32,278,000	20,000	32,298,000
第2款 地方消費税清算金		82,561,000	1,000	82,562,000
	第1項 地方消費税清算金	82,561,000	1,000	82,562,000
第3款 地方譲与税		41,355,237	36,317	41,391,554
	第1項 地方法人特別譲与税	37,099,529	19,375	37,118,904

	第 2 項 地方揮発油譲与税	3,800,520	14,048	3,814,568
	第 3 項 石油ガス譲与税	215,249	△ 4,591	210,658
	第 4 項 自動車重量譲与税	166,183	7,335	173,518
	第 5 項 森林環境譲与税	70,895	△ 1	70,894
	第 6 項 航空機燃料譲与税	2,860	150	3,010
	第 7 項 地方道路譲与税	1	1	2
第 4 款 地方特例交付金		2,459,733	△ 158,346	2,301,387
	第 2 項 子ども・子育て支援臨時交付金	1,348,884	△ 158,346	1,190,538
第 5 款 地方交付税		239,997,719	24,187	240,021,906
	第 1 項 地方交付税	239,997,719	24,187	240,021,906
第 6 款 交通安全対策特別交付金		383,238	7,999	391,237
	第 1 項 交通安全対策特別交付金	383,238	7,999	391,237
第 7 款 分担金及び負担金		7,216,581	12,607	7,229,188
	第 2 項 負担金	4,955,262	12,607	4,967,869
第 8 款 使用料及び手数料		15,039,462	△ 15,021	15,024,441
	第 1 項 使用料	11,174,610	△ 14,318	11,160,292

第9款 国庫支出金	第2項 手数料	3,864,852	△	703	3,864,149
	第1項 国庫負担金	167,727,051	△	8,211,075	159,515,976
	第2項 国庫補助金	29,118,870	△	149,473	28,969,397
	第3項 委託金	135,826,470	△	8,061,184	127,765,286
		2,781,711	△	418	2,781,293
第10款 財産収入		3,009,053	△	35,053	2,974,000
	第1項 財産運用収入	656,762	△	292	656,470
	第2項 財産売却収入	2,352,291	△	34,761	2,317,530
第11款 寄附金		371,342		157,892	529,234
	第1項 寄附金	371,342		157,892	529,234
第12款 繰入金		60,483,317	△	105,038	60,378,279
	第1項 特別会計繰入金	4,716,074		38,528	4,754,602
	第2項 基金繰入金	55,767,243	△	143,566	55,623,677
第13款 諸収入		59,386,190		501,679	59,887,869
	第1項 延滞金加算金及び過料等	240,710	△	1,000	239,710
	第5項 受託事業収入	8,183,809	△	154,726	8,029,083

	第6項 収益事業収入	2,828,708	△	59,831	2,768,877
	第8項 雑入	5,986,532		717,236	6,703,768
第14款 県債		297,997,000		21,000	298,018,000
	第1項 県債	297,997,000		21,000	298,018,000
第15款 繰越金		1,783,344		1,500,000	3,283,344
	第1項 繰越金	1,783,344		1,500,000	3,283,344
歳入	合計	1,234,860,267	△	8,221,852	1,226,638,415

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	款		千円	千円	千円
第 2 款	総務費		59,918,407	5,325,410	65,243,817
		第 1 項 政 策 費	3,830,149	△ 31,925	3,798,224
		第 2 項 総務管理費	44,988,981	5,362,355	50,351,336
		第 4 項 徴 税 費	7,346,513	△ 4,520	7,341,993
		第 7 項 人事委員会費	147,594	△ 500	147,094
第 3 款	県民生活・環境費		10,418,383	△ 82,966	10,335,417
		第 1 項 県民生活管理費	5,031,304	△ 42,516	4,988,788
		第 2 項 防 災 費	3,825,595	△ 40,450	3,785,145
第 4 款	福祉保健費		169,259,883	△ 295,238	168,964,645
		第 1 項 福祉保健費	26,071,010	△ 39,138	26,031,872
		第 3 項 医務薬事費	6,883,599	150,000	7,033,599
		第 4 項 医師・看護職員確保対策費	1,735,840	△ 1,593	1,734,247
		第 5 項 高齢福祉保健費	39,285,791	△ 46,004	39,239,787
		第 6 項 健康対策費	5,336,559	△ 157,531	5,179,028

	第 7 項 生活衛生費	3,280,397	△	15,291	3,280,397
	第 8 項 障害福祉費	21,307,127	△	150,246	21,307,127
	第 9 項 児童家庭費	2,617,055	△	2,133	2,617,055
	第 10 項 少子化対策費	18,466,484	△	33,302	18,466,484
第 6 款 産業費		41,522,089	△	395,334	41,522,089
	第 1 項 産業政策費	2,005,968	△	1,561	2,005,968
	第 2 項 創業・経営支援費	25,211,926	△	333,773	25,211,926
第 7 款 農林水産業費		96,784,755	△	2,011,091	96,784,755
	第 2 項 地域農政推進費	6,926,536	△	1,532,777	6,926,536
	第 3 項 農産園芸費	1,344,156	△	6,457	1,344,156
	第 8 項 林業費	14,824,108	△	77,732	14,824,108
	第 10 項 農地基盤整備費	52,878,059	△	394,125	52,878,059
第 8 款 土木費		171,317,373	△	1,896,706	171,317,373
	第 1 項 土木管理費	11,437,153	△	40,000	11,437,153
	第 2 項 道路橋りょう費	76,136,610	△	1,385,816	76,136,610
	第 3 項 河川海岸費	36,118,031	△	107,245	36,118,031
	第 4 項 砂防費	14,765,981	△	254,000	14,765,981

	第7項 交通政策費	2,384,803	△	34,705	2,350,098
	第9項 港湾費	8,754,817	△	54,202	8,700,615
	第10項 空港費	626,749	△	20,738	606,011
第9款 警察費		52,302,956	△	139,915	52,163,041
	第1項 警察管理費	48,253,606	△	129,850	48,123,756
	第2項 警察行政費	4,049,350	△	10,065	4,039,285
第10款 教育費		179,150,494	△	403,766	178,746,728
	第1項 教育総務費	10,451,883	△	19,951	10,431,932
	第2項 小中学校費	87,106,533	△	151,918	86,954,615
	第3項 高等学校費	47,448,841	△	79,294	47,369,547
	第4項 特別支援学校費	19,648,532	△	143,949	19,504,583
	第5項 生徒指導費	442,951	△	8,654	434,297
第11款 災害復旧費		23,234,328	△	7,986,517	15,247,811
	第1項 農林水産施設災害復旧費	7,918,730	△	5,859,094	2,059,636
	第2項 土木施設災害復旧費	15,208,104	△	2,127,423	13,080,681
第12款 県債費		301,011,541	△	12,689	300,998,852

	第1項 県債費	301,011,541	△	12,689	300,998,852
第13款 諸支出金	第2項 雑支出	121,684,096	△	103,040	121,581,056
	第3項 地方消費税清算金	2,554,600	△	83,010	2,471,590
	第4項 利子割交付金	54,090,581	△	27	54,090,554
	第5項 配当割交付金	208,363	△	1	208,362
	第6項 株式等譲渡所得割交付金	1,067,418	△	1	1,067,417
	第8項 地方消費税交付金	577,962	△	1	577,961
	第12項 軽油引取税交付金	41,786,724	△	36	41,786,688
	第1項 予備費	5,308,778	△	19,964	5,288,814
	第14款 予備費	300,000	△	220,000	80,000
歳出	第1項 予備費	300,000	△	220,000	80,000
	合計	1,234,860,267	△	8,221,852	1,226,638,415

起債の目的		補		正		前		正		補		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
道路	事業費	17,680,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	17,640,000	千円	補正前に同じ	補正前に同じ	償還の方法
河川	事業費	17,368,000											
海岸	事業費	947,000											
砂防	事業費	8,044,000											
街路	事業費	1,071,000											
公園	事業費	755,000											
港湾	事業費	4,551,000											
空港	事業費	142,000											
漁港	事業費	852,000											
林道	事業費	906,000											
治山	事業費	3,761,000											

農地事業費	13,039,000	14,314,000
災害復旧事業費	7,738,000	6,726,000
学校教育施設等整備事業費	3,154,000	3,105,000
生涯学習施設等整備事業費	798,000	797,000
社会福祉施設整備事業費	371,000	368,000
地域活性化事業費	1,225,000	1,237,000
防災対策事業費	3,720,000	3,435,000
地方道路等整備事業費	17,831,000	17,875,000
合併特例事業費	2,840,000	2,875,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	54,000	53,000
河川等整備事業費	578,000	569,000
臨時高等学校改築等事業費	1,456,000	1,361,000
警察施設整備事業費	855,000	848,000
交通安全施設整備事業費	547,000	536,000

地域機関改修事業費	551,000				545,000	
石綿対策事業費	117,000				116,000	
県立大学整備事業費	128,000				126,000	
国立・国定公園施設整備事業費	19,000				18,000	
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	77,000				74,000	
公共施設等除却費	730,000				711,000	
行政改革推進債	8,341,000				8,307,000	
退職手当債	1,502,000				1,250,000	
減収補てん債	6,965,000				7,493,000	
合計	297,997,000				298,018,000	

令和元年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76,598千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,219,611千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款	災害救助事業収入	千円 1,296,209	千円 △ 76,598	千円 1,219,611
	第1項 国庫支出金	55,211	△ 49,234	5,977
	第3項 寄附金	4,050	△ 260	3,790
	第4項 繰入金	316,071	△ 51,154	264,917
	第5項 諸収入	122,433	△ 38,528	160,961
	第6項 県債	687,733	△ 9,733	678,000
	第7項 分担金及び負担金	94,276	△ 4,745	89,531
歳 入	合 計	1,296,209	△ 76,598	1,219,611

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
第1款	災害救助事業費		1,291,709	△ 72,098	1,219,611
		第1項 災害救助費	1,001,341	△ 103,051	898,290
		第2項 基金横立金	67,907	△ 7,575	60,332
		第4項 繰出金	155,786	△ 38,528	117,258
第2款	予備費		4,500	△ 4,500	0
		第1項 予備費	4,500	△ 4,500	0
歳	出	合 計	1,296,209	△ 76,598	1,219,611

第2表 地方債補正 1 変更									
起債の目的	補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害援護事業 貸付金費	千円 9,733	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。	千円				

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,268,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,283,927,886千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第9款 国庫支出金		千円 136,983,067	千円 7,386,339	千円 144,369,406
	第1項 国庫負担金	27,563,604	7,800	27,571,404
	第2項 国庫補助金	106,621,936	7,378,539	114,000,475
第12款 繰入金		21,558,296	436,810	21,995,106
	第2項 基金繰入金	17,758,303	436,810	18,195,113
第13款 諸収入		114,158,837	56,445,737	170,604,574
	第4項 貸付金収入	82,261,378	56,441,000	138,702,378
	第8項 雑収入	5,472,448	4,737	5,477,185
歳入	合計	1,219,659,000	64,268,886	1,283,927,886

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
第2款	総務費	27,280,855	30,198	27,311,053
	第1項 政策費	6,029,850	30,198	6,060,048
第4款	福祉保健費	168,011,920	1,725,430	169,737,350
	第1項 福祉保健費	22,484,361	327,630	22,811,991
	第5項 高齢福祉保健費	41,575,425	452,948	42,028,373
	第6項 健康対策費	5,269,513	364,376	5,633,889
	第8項 障害福祉費	21,120,558	493,516	21,614,074
	第9項 子ども家庭費	23,256,023	86,960	23,342,983
第5款	労働費	2,963,539	2,500	2,966,039
	第2項 しごと定住促進費	843,297	2,500	845,797
第6款	産業費	96,660,998	62,233,342	158,894,340
	第1項 産業政策費	1,982,052	1,967,133	3,949,185
	第2項 創業・経営支援費	79,334,918	60,255,241	139,590,159

	第 4 項 商業・地場産業振興費	240,725	10,968	251,693
第10款 教育費	第 1 項 教育総務費	178,672,350	277,416	178,949,766
	第 3 項 高等学校費	8,718,465	109,233	8,827,698
	第 4 項 特別支援学校費	46,312,418	74,291	46,386,709
	第 8 項 保健体育費	20,590,451	7,518	20,597,969
	第 9 項 私学教育振興費	460,301	44,494	504,795
			11,690,175	41,880
歳 出	合 計	1,219,659,000	64,268,886	1,283,927,886

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県総務事務センター業務の委託について次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

新潟県総務事務センター業務委託

(2) 委託案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和2年5月12日(火)から令和2年6月1日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時15分まで。

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階

新潟県総務管理部総務事務センター

(2) 問い合わせ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年6月10日(水) 午後2時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

(3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けているものであること。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(8) 国、都道府県又は政令市を契約相手方として、職員の諸手当や旅費の審査業務を含む総務事務の業務委託契約又は総務事務集中化組織への労働者派遣契約を締結し、かつ適切に業務を完了(完了見込みを含む)した実績がある者であること。

(9) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。(プライバシーマークの認定又はISMS認証を令和2年5月12日(火)までに取得済み又は取得見込みである者)

(10) 本件入札の公告日から落札決定までの間に、国及び新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められな

かった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和2年5月12日(火)から令和2年6月1日(月)(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号の日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階
新潟県総務管理部総務事務センター

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。

審査結果については、令和2年6月5日(金)までに書面で通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1項に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。
- (2) その他
- ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- ウ その他詳細は入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 魚沼ショッピングセンター
所在地 魚沼市吉田字川原1105番 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）未定 他1者
（変更後）株式会社星光堂薬局 他1者
- 3 変更年月日
平成29年9月15日
- 4 変更の理由
小売業者の出店に伴う変更のため
- 5 届出年月日
令和2年3月31日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、魚沼市産業経済部商工課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和2年5月12日から令和2年9月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡七日町B街区
所在地 長岡市福山町字川原427-1 外
設置者 第一リース株式会社 他1者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(変更前) 株式会社おおつか 福島県郡山市久喜田町字前北原53番132号
(変更後) 株式会社ギフトプラザ 福島県郡山市東原三丁目187番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マツヤ 代表取締役 松村 敏昭 他1者
(変更後) 株式会社マツヤ 代表取締役 松村 勝義 他1者
- 3 変更年月日
 - (1) 令和2年2月1日
 - (2) 令和元年10月31日
- 4 変更の理由
 - (1) 設置者の名称及び住所の変更のため
 - (2) 小売業者の代表者及び住所の変更のため
- 5 届出年月日
令和2年3月31日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年5月12日から令和2年9月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 第一リース株式会社
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社タナカ
(変更後) 未定
 - 3 変更年月日
令和2年2月29日
 - 4 変更の理由
小売業者の退店に伴う変更のため
 - 5 届出年月日
令和2年3月31日
 - 6 縦覧場所
-

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年5月12日から令和2年9月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡A街区

所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)株式会社メガネトップ 代表取締役 富沢 昌宏

(変更後)株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌宏

3 変更年月日

令和2年3月31日

4 変更の理由

小売業者の代表者氏名の錯誤による変更

5 届出年月日

令和2年3月31日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年5月12日から令和2年9月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ジョイタウン新発田

所在地 新発田市新栄町2丁目1068番地1 外

設置者 延本商事株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和2年12月24日

3 意見の概要

- (1) 新発田市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年5月12日から令和2年6月12日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ニトリ柏崎店
所在地 柏崎市東原町字原3 外
設置者 株式会社ニトリ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和2年12月24日

3 意見の概要

- (1) 柏崎市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年5月12日から令和2年6月12日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 魚沼ショッピングセンター
所在地 魚沼市吉田字川原1105番 外
設置者 株式会社ウオロク

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

令和2年12月28日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

- 4 変更の理由
使用頻度の低い既存の駐輪場の場所を、地元住民が利用する高齢者タクシーの乗合所として活用するため
- 5 届出年月日
令和2年4月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、魚沼市産業経済部商工課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年5月12日から令和2年9月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

新潟県農業大学校の学生募集について（公告）

令和3年度の新潟県農業大学校の学生を下記により募集する。

令和2年5月12日

新潟県農業大学校長 滝沢 敏弘

- 1 所在地
新潟県新潟市西蒲区巻甲12021
- 2 募集定員

(1) 学科（卒業時、短期大学卒業同等資格（人事院規則による。））

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作専攻
園芸経営科	30人程度	野菜専攻、果樹専攻、花き専攻
畜産経営科	10人程度	酪農専攻、肉畜専攻
合 計	80人	

(2) 研究科（卒業時、大学卒業同等資格（人事院規則による。））

コース	募集定員
就農者コース	10人
指導者コース	

3 修業年限

- (1) 学科
2年
- (2) 研究科
2年

4 出願資格

(1) 学科

ア 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。
なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

(7) 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- a 学校教育法（昭和22年法律第26号）。以下「学校教育法」という。）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を令和3年3月卒業見込みの者
- b 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- c 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者
- d 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の評定平均値」が3.0以上の者
- e 合格した場合は、入校することを確約できる者

(イ) 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれにも該当すると認めた者とする。

a 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者は除く。）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者

(a) 認定就農者

(b) 認定新規就農者

(c) 認定農業者の後継者

b 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

c 本校卒業後、認定就農者及び認定新規就農者にあつては新潟県内の地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては新潟県内の当該経営を継承する強い意志がある者

d 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(ア) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和3年3月卒業見込みの者を含む。）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者

(イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

(ロ) 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

(2) 研究科

次のいずれかに該当する者であつて、本校卒業後、新潟県内において、就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）を目指す者及び農業・農村地域の指導に携わることを目指す者

ア 新潟県農業大学の学科を卒業した者（令和3年3月卒業見込みの者を含む。）

イ 本校に準ずる農業者研修教育施設を卒業した者（令和3年3月卒業見込みの者を含む。）

ウ 学校教育法に基づく短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者（令和3年3月卒業見込みの者を含む。）

エ 校長が、ア、イ又はウに規定する者と同等以上の学力を有すると認めた者

5 出願書類

(1) 学科

ア 入校願書

写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

ウ 営農状況等調査書

エ 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

オ 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書

カ 認定就農者は知事認定通知書、認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

(2) 研究科

ア 入校願書

写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 出願資格に係る出身学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

ウ 出願資格に係る出身学校等の成績証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

エ 営農状況等調査書

オ 日本農業技術検定2級以上取得者は、日本農業技術検定合格証の写し

6 出願期間

(1) 学科

ア 推薦入校試験

(ア) 学校長推薦

令和2年10月5日(月)～10月16日(金)

(イ) 地域推薦

令和2年10月5日(月)～10月16日(金)

イ 一般入校試験

(ア) 前期

令和2年11月16日(月)～11月27日(金)

(イ) 中期

令和3年1月12日(火)～1月22日(金)

(ウ) 後期

令和3年2月15日(月)～2月19日(金)

なお、一般入校後期試験の募集定員は若干名とし、一般入校中期試験終了時の合格者数により、一般入校後期試験を実施しないことがある。

一般入校後期試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

(2) 研究科

ア 第1次入校試験

令和2年11月9日(月)～11月20日(金)

イ 第2次入校試験

令和3年1月22日(金)～2月1日(月)

なお、第1次入校試験終了時の合格者数により、第2次入校試験を実施しないことがある。

第2次入校試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

7 出願方法

いずれの入校試験とも、次のとおりとする。

(1) 郵送又は持参によること。

(2) 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

(3) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

8 出願上の注意事項

(1) 学科

ア 入校願書、受験票には、第2志望の学科専攻部門を記入することができる。

イ 受験票返送用封筒を同封すること。(長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること)

ウ 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書(学科) 在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

(2) 研究科

ア 受験票返送用封筒を同封すること。(長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること)ただし、本校学科を令和3年3月卒業見込みの者は不要とする。

イ 郵送で出願の場合、封筒の表に、「入校願書(研究科) 在中」と朱書きし、簡易書留とする。

ウ 日本農業技術検定2級以上取得者は、「資格・免許欄」に必ず資格の名称と取得年月日を記入すること。

(3) 障害等を有する入校志願者の事前相談

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

(4) 出願資格の審査

学科の一般入校において、学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有するとして志願を予定する者は、出願資格の審査のため、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長
(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

11 入校審査料 2,200円

上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四銀行、北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。

なお、入校願書受付後は、原則として入校審査料は返還しない。

県外居住者で新潟県収入証紙を購入することが難しい場合は、ゆうちょ銀行又は郵便局の定額小為替(2,200円分)を購入し、出願書類に同封すること。

12 入校試験

(1) 学科

ア 日時

(7) 推薦入校試験

令和2年11月2日(月) 午前8時50分から

(4) 一般入校試験

a 前期

令和2年12月11日(金) 午前8時50分から

b 中期

令和3年1月29日(金) 午前8時50分から

c 後期

令和3年3月5日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

(7) 推薦入校試験

小論文、数的能力、適性検査及び面接

(4) 一般入校試験

国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

(2) 研究科

ア 日時

(7) 第1次入校試験

令和2年12月4日(金) 午前8時50分から

(4) 第2次入校試験

令和3年2月12日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

小論文及び面接

13 合格発表

(1) 発表日時

ア 学科

(7) 推薦入校試験

令和2年11月11日(水) 午前10時

(4) 一般入校試験

a 前期

令和2年12月23日(水) 午前10時

b 中期

令和3年2月8日(月) 午前10時

c 後期

令和3年3月10日(水) 午前10時

イ 研究科

(7) 第1次入校試験

令和2年12月16日(水) 午前10時

(イ) 第2次入校試験

令和3年2月19日(金) 午前10時

(2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nogyodai/> ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。

あわせて、合格者には誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。

なお、不合格者には通知しない。

(3) 追加合格

学科について、合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の開示等

(1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

ア 開示内容

学科の一般入校試験の科目別(国語(現代文のみ)、数学I、化学基礎又は生物基礎)得点

イ 開示時期

(ア) 一般入校前期試験

令和2年12月23日(水)から令和3年1月22日(金)まで

(イ) 一般入校中期試験

令和3年2月8日(月)から3月8日(月)まで

(ウ) 一般入校後期試験

令和3年3月10日(水)から4月9日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室(教育科)

エ 請求方法

受験者(本人に限る。)が受験票を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

(2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

ア 入校者選抜(出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等)、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務

イ 入校に伴う教務事務(学籍、修学指導等)、学生支援事務(健康管理、奨学資金申請、後援会等)、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

15 入校手続

(1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。

(2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。

16 入校料

本校に入校しようとする者は、5,650円(予定)の入校料を入校手続する際に納めること。

なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料及び寄宿料

学生は、月額9,900円(予定)の授業料及び月額1,980円(予定)の寄宿料を毎月25日までに納めること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

(1) 学科

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間約90万円)

(2) 研究科

- ア 教科書、実習等に要する諸経費、食費、学生寮で要する光熱水費等（入寮する場合のみ）、学生自治会費及び後援会費等の経費（1人年間30～50万円）
- イ 大学校以外で行われる講義及び実習先までの移動に関する経費
- 19 就農予定者への修学資金の貸与
就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。
- (1) 貸与額
月額16,000円（予定）
- (2) 利子
無利子
- (3) 貸与要件
ア 卒業後、県内において就農を予定する者
イ 学業成績が優秀である者
ウ 経済的に修学が困難な者
- (4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。
- 20 奨学金
就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。
- 21 学生寮への入寮
(1) 学科1学年は、原則として全寮制とする。
学科2学年は、相当な理由がある場合には自宅からの通学を認める場合もある。
- (2) 研究科は、校長が許可した場合は、学生寮に入寮することができる。
- 22 その他
募集要項については、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達件名及び数量

ジェット燃料油（品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり）

① ローリー 220,839リットル ② ドラム 4,200リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

令和2年4月1日

6 契約者の氏名及び住所

新潟米油販売株式会社

新潟県新潟市中央区上大川前通12番町2708番地1

7 契約価格

単価契約（1リットル単価） ①151.11円 ②184.80円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

病院局公告

新潟県立津川病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立津川病院医療情報システム構築業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次の通り希望する者の参加を招請する。

令和2年5月12日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 業務の概要

新潟県立津川病院医療情報システム構築業務（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県立津川病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立津川病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

(1) 交付期間

令和2年5月12日（火）から令和2年5月27日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県立津川病院経営課（新潟県東蒲原郡阿賀町津川200）

(3) 質問書の提出

プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和2年6月1日（月）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和2年5月12日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 令和2年5月12日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17号第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。

(5) 一般病床数100床以下の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有すること。

(6) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による

(2) 提出期限

令和2年5月27日（水）午後5時15分まで

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立津川病院医療情報システム構築業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きすること。）とし、令和2年5月27日（水）午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和2年6月22日(月)午後5時15分まで

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

持参または郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県立津川病院医療情報システム構築業務提案書等在中」と朱書きすること。)とし、令和2年6月22日(月)午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県立津川病院医療情報システム構築業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者。

エ 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

提案について、プレゼンテーションを実施する。ただし、選定委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、最優秀提案者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(2) 履行期限

契約の締結の日から令和3年4月30日まで

(3) 契約書の作成 要

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

10 Summary

(1) Subject matter of proposal

Hospital Information System for Niigata Prefectural Tsugawa Hospital

(2) Deadline for Application

May 27 , 2020 5 : 15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

June 22 , 2020 5 : 15 P.M.

(4) For more information, contact:

Office : Management Division, Department of Administration,
Niigata Prefectural Tsugawa Hospital

Address : 200 Tsugawa, Aga-machi, Higashikanbara-gun, Niigata
959-4497 Japan

Tel : 0254-92-3311

Fax : 0254-92-4964

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ブラインドについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年5月12日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ブラインド 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年6月30日（火）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年5月21日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年5月22日（金）午前10時30分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

人事委員会公告

令和2年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度）を行う。

令和2年5月12日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	38人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
一般行政（病院）	3人程度	病院局の本庁又は県立病院等で、病院経営の企画立案、予算・経理・庶務等の病院事務や、医療施策の企画立案等の業務に従事します。
警察行政	1人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事します。
福祉行政	8人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
福祉行政（心理）	3人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、主に子どもや障害児・者等の心理診断、心理治療等や福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	18人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生

総合土木（新方式）	※うち新方式 3人程度	産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全、試験研究等の業務に従事します。
農業	6人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。
水産	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、水産業施策の企画立案や普及指導、漁船・漁場の許認可、試験研究等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
環境	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	2人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。
薬剤師（行政）	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。
少年警察補導員	3人程度	警察本部又は警察署で、少年相談、街頭補導等、少年の非行防止や健全育成の業務に従事します。

※受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。ただし、福祉行政（心理）の受験者は、福祉行政との併願ができる。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

イ 平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 次の試験職種については、それぞれの資格要件がある。

試験職種	資格要件
福祉行政	次の各号のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和3年3月31日までに資格取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）を履修して卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人（教養課程のみの心理学履修者は除く。）
福祉行政（心理）	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）を履修して卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人（教養課程のみの心理学履修者は除く。）
保健師	保健師の免許取得者又は令和3年に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
薬剤師（行政）	薬剤師の免許取得者又は令和3年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師は日本の国籍を有しない人も受験可能）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

(1) 方法

ア 一般方式試験（総合土木（新方式）以外）

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験（択一式）により行うとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験（択一式）により行う。

イ 総合土木（新方式）のみ

専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
令和2年6月28日（日）	一般方式試験（総合土木（新方式）以外） 午前9時から午前9時30分まで	新潟会場 新潟市内
	総合土木（新方式）のみ 午後0時20分から午後0時35分まで	東京会場 東京都内

(3) 発表

令和2年7月8日（水）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載する。

併せて、第2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

4 第2次試験

(1) 方法

ア 一般方式試験（総合土木（新方式）以外）

論文試験、面接試験（集団討論面接及び個別面接）及び適性検査を行う。

イ 総合土木（新方式）のみ

プレゼンテーションシート（自己PRシート）作成、面接試験（集団討論及びプレゼンテーションを含む個別面接）及び適性検査を行う。

(2) 試験日及び試験場

種目	試験日	試験場
面接試験以外	7月15日（水）	新潟県庁（予定） （新潟市中央区新光町4番地1）
面接試験	7月21日（火）から8月5日（水）まで（予定）のうち第1次試験合格者発表時に指定する日	

(3) 発表

令和2年8月中旬（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	一般方式試験※	新方式試験※	基準
第1次試験	教養試験	100点		それぞれ正答率3割5分以上 （基準は目安であり、基準を引き下げることがある。）
	専門試験	100点	100点	
第2次試験	面接試験	130点	130点	50点以上
	論文試験	20点		11点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 前記受験資格の資格又は免許の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は原則として令和3年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

令和2年度新規学校卒業者の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、191,530円（地域手当を含む。）である。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) から電子申請で申し込むこと。（申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

電子申請で申し込むことができない場合は、5月22日（金）午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係（025-280-5538）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和2年5月12日（火）から6月1日（月）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、6月1日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。